公共料金等専門調査会の審議の進め方について(事務局提案)

令和5年2月13日 消費者委員会事務局

- 1. 大手電力各社 (※1) から経済産業大臣に対して電気規制料金値 上げ認可の申請がなされた。
 - ※1 東北電力(令和4年11月24日)、中国電力(11月25日)、四国電力(11月28日)、沖縄電力(11月28日)、北陸電力(11月30日)、東京電力エナジーパートナー(令和5年1月23日)、北海道電力(1月26日)。かっこ内は申請年月日。
- 2. 電気規制料金値上げを含む重要な公共料金等の認可に当たっては、物価問題に関する関係閣僚会議に付議されることとなっている。その前段階として、所管省庁における方針の決定、消費者庁と所管省庁との協議、消費者庁からの付議を受けた消費者委員会における審議及び意見、の各プロセスが必要。(※2)
 - ※2 第64回公共料金等専門調査会(令和3年12月20日)資料2。
- 3. 現在、経済産業省において審議が進められているところであるが、論点が多岐にわたることや、途中段階も含めて丁寧に状況を確認していく必要があることから、消費者庁からの付議を待たずにヒアリング等を開始する。その上で、消費者庁からの付議があった場合には、更に検討を行うこととする。
- 4. 現時点で必要と考える調査審議事項は以下のとおり。
 - ・経済産業省及び電力各社 (**3) へのヒアリング【本日】 ※3 11 月下旬申請の 5 社。東京電力 EP 及び北海道電力は今後調整。
 - ・消費者団体等へのヒアリング
 - ・専門調査会として確認すべき事項の整理

(消費者庁からの付議後)

- ・経済産業省及び消費者庁へのヒアリング
- 専門調査会意見案の検討